

鳥の農場新商品開発コラボチャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥の農場新商品開発コラボチャレンジ支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鹿野地域のかげがえのない文化である舞台芸術を活用した地域活性化の一環として、舞台公演とあわせて開催されるマルシェ等で販売、提供する地元農産物と市内の地域資源又は観光資源を活用した新商品の開発を支援することにより、新たな販賣の創出と地元農産物の知名度向上を図り、もって本市農業の生産振興及び販路拡大に資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、別表第3欄に掲げる補助対象経費に、同表第4欄に掲げる補助率を乗じて算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、100万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、申請者において当該補助金に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでない部分については、この限りでない。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 事業内容の重要な変更

(実績報告)

第9条 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

- 2 本補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超えるときは、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び施設
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第11条 補助事業者は、規則第16条の規定による市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(販売状況等の報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業により開発した商品の販売状況等を様式第1号により市長に報告するものとする。

- 2 前項の報告は、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して2年間行うものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率
<p>鳥の農場新商品開発コラボチャレンジ事業 （継続的に製造及び販売していくことを目的とし、鹿野地域の舞台公演とあわせて開催されるマルシェ等で販売することを前提とした地元農産物と市内の地域資源又は観光資源を活用した新商品を開発する事業をいう。）</p>	<p>地元農産物の生産者や舞台公演を行う劇団と連携して補助対象事業を行うことが可能な鹿野地域居住者等で構成される団体</p>	<p>補助対象事業を実施するのに要する経費のうち、次に掲げる経費を合計した額</p> <p>(1) 原材料費 商品開発等に使用する原料、材料、副資材等の購入に要する経費（補助対象事業を実施する上で最低限の数量のみに限る。）</p> <p>(2) 試作開発費 ア 試作品等の設計（パッケージ、ラベル等のデザインを含む。）、製造、改良、加工、試験、分析等に要する経費 イ 技術的指導等の外部専門家等に支払う謝金、旅費等の経費</p> <p>(3) 機械装置、工具器具費 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、借用又は修繕に要する経費（他の用途に容易に転用できるものの購入、借用等を除く。）</p> <p>(4) 委託費（契約書等を取り交わすことを条件とする。） ア 技術開発、調査研究、試験、分析、プログラム作成等を外部に委託する場合に支払われる経費 イ 市場調査、市場開拓等を外部に委託する場合に支払われる経費</p> <p>(5) 市場調査費 市場開拓等に必要な調査、集計・分析等に要する経費</p> <p>(6) 広報宣伝、販促資材費 ア パンフレット等の作成、WEBサイトの改修等に要する経費 イ 販促資材作成、試供品の作成に要する経費 ウ SNS制作に要する経費</p> <p>(7) その他経費 その他補助対象事業を実施する上で市長が必要と認める経費</p>	<p>10/10</p>

様式第1号（第6条、第9条、第12条関係）

年度鳥の農場新商品開発コラボチャレンジ支援事業計画（報告）書

1 事業目的

2 事業内容

（単位：円）

事業内容	事業費	補助対象経費	備考
合 計			

3 事業費の内訳

（単位：円）

事業区分	事業費	負担区分		備考
		市補助金	事業主体	
合 計				

4 収支予算（又は決算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金					
事業主体					
その他					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業費					
合 計					

5 自ら生産する加工品原料供給量

加工品名	現状(※1) (年度)	事業実施 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)

※1：新商品の場合は記載不要。

6 売上目標額等（事業で取組む内容のみを記載）

加工品名	区分	現状(※1) (年度)	事業実施 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)
	製造数量				
	単 価				
	販売数量				
	販売金額				
	製造数量				
	単 価				
	販売数量				
	販売金額				
販売金額合計					

※1：新商品の場合は記載不要。

7 事業完了（予定）年月日

8 添付書類

（交付申請時）

- （1）事業費の詳細がわかる資料
- （2）具体的な取組内容がわかる資料（計画書等）

（実績報告時）

- （1）事業費が確認できる資料
- （2）事業の成果
- （3）写真

年 月 日

鳥取市長 様

住所又は所在地
名称又は氏名
代表者氏名
電話番号

年度鳥の農場新商品開発コラボチャレンジ支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥の農場新商品開発コラボチャレンジ支援事業費補助金について、鳥の農場新商品開発コラボチャレンジ支援事業補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第 1 2 条の 2 の補助金の額の確定額 (年 月 日付第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類（様式第 2 号別紙）
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第2号別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業者
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ			共通対応分	非課税仕入れ	合計
		課税売上	非課税売上	課税売上			
経費の内訳	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法